

国家知識産権局

商標登録出願行為の規範化に関する若干の規定 (意見募集稿)

2019年2月12日発表

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)
北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。

※ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

商標登録出願行為の規範化に関する若干の規定 (意見募集稿)

第一条 商標登録出願行為を規範化し、正常な商標業務秩序を維持するために、商標法、商標法実施条例により、本規定を作成した。

第二条 商標登録出願は、生産経営活動において商品またはサービスについて商標専用権を取得する実際の必要があり、かつ、他人の既存の先行権利を侵害しないことを前提条件とする。

商標登録出願を提出または代理提出するに当って、法律、法規と定款の関連規定に従い、誠実信用の原則を守らなければならない、非正常な商標登録出願行為を行ってはならない。

第三条 本規定にいう非正常な商標登録出願行為とは、以下のような行為を指す。

- (一) 関連公衆に熟知されている商標を模倣して商標登録出願し、他人のノレンにただ乗りする行為。
- (二) 他人が既に使用しておりかつ一定の影響力がある商標を抜け駆け登録出願し、他人のノレンを不正に奪取する行為。
- (三) その他の先行権利の存在を明らかに知りまたは知るべきでありながら、それに同一または近似する商標を抜け駆け登録出願する行為。
- (四) 商標登録を繰り返し出願し、明らかに不正な目的がある行為。
- (五) 短時間に大量の商標を登録出願し、明らかに合理的な限度を超えた行為。
- (六) 商標登録出願には真実の使用意図がなく、商品またはサービスについて商標専用権を取得する実際の必要がない行為。
- (七) 誠実信用の原則に違反し、他人の合法的な権益を侵害しまたは市場経営秩序をかく乱するその他の商標登録出願行為。
- (八) 他人または商標代理機関による本条の第(一)項ないし第(七)項に記載する種類の商標登録出願行為の代理を幫助する行為。

第四条 非正常な商標登録出願行為については、商標法、商標法実施条例の規定により、以下のような処理を行わなければならない。

- (一) 商標登録出願を提出した場合、商標法第二十九条により、関連する証

拠資料の提出と理由説明を出願人に要求する。正当な理由がなくまたは証拠が足りない場合、商標法第三十条または第三十五条により、出願を却下しまたは登録を拒絶する。

(二) 商標登録を取得した場合、商標法第四十四条にいう「その他の不正な手段で登録を取得した」に該当し、当該登録商標の無効を宣告する。

(三) 取得した登録商標を譲渡する場合、商標法第四十二条にいう「その他のよくない影響を及ぼす譲渡」に該当し、拒絶する。

(四) 商標代理機関が非正常な商標登録出願行為に従事した場合、商標法第六十八条にいう「その他の不正な手段で商標代理市場をかく乱する行為」に該当し、信用ファイルに記入し、情状が深刻な場合、それによる商標代理業務の受理を停止する。

第五条 非正常な商標登録出願行為については、商標法、商標法実施条例の規定により処理する以外、情状を見て以下のような処理措置を取ることができる。

(一) 国家知識産権局の政府ウェブサイトと「中国知識産権報」において通報し、かつ全国の信用情報共有化プラットフォームに取り入れて公表し、関連する部門が法により懲罰措置をとる。

(二) 国家知識産権局の商標登録出願件数統計においては非正常な出願で取得した登録商標件数を差し引き、かつ標識をつける。

(三) 各級の知的財産主管部門は経済的な援助、扶助と奨励を行わない。経済的な援助、扶助と奨励を行った後に非正常な商標登録出願行為に認定された場合、情状を見て全部または一部を返却してもらう。情状が深刻な場合、非正常な商標登録出願行為に認定された年から5年間、当該主体とその関連主体に対し経済的な援助、扶助と奨励を行わない。

(四) 商標代理機関が非正常な商標登録出願行為に従事した場合、国家知識産権局はその法定代表者に対し是正するよう口頭で警告し、商標業界協会は当該機関と関連商標代理人に対し法により業界自律措置をとる。

(五) 非正常な商標登録出願行為を通じて経済的な援助、扶助と奨励を騙し取り、情状が深刻で犯罪を構成した場合、法により関連機関に移送し、刑事的責任を追及する。

第六条 本規定の第五条に記載する処理措置をとる前に、必要に応じて、当事者に意見陳述の機会を与えなければならない。

第七条 各級の知的財産主管部門は、知的財産の高品質の発展を促進し、公衆と商標代理機関が法により商標登録出願をするよう積極的に指導し、公衆による生産経営活動における登録商標使用行為を規範化しなければならない。

如何なる組織と個人も非正常な商標登録出願行為を発見した場合、国家知識産権局に通報することができる。国家知識産権局は通報を受けまたは非正常な商標登録出願行為を発見した場合、速やかに法により処理しなければならない。

如何なる組織と個人も登録商標が正当な理由なく三年間も連続して使用されていないことを発見した場合、国家知識産権局にその取消を申請することができる。国家知識産権局がその取消を行う。

第八条 本規定は2019年___月___日から施行する。

出典：2019年2月12日 国家知識産権局ウェブサイト

<http://www.cnipa.gov.cn/gztz/1135919.htm>